給付様式第２３号の６

【作成対象】

組合員の配偶者が勤務先の事業主に育児休業の申し出（同一の子の出生の日から起算して８週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して８週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して８週間を経過する日の翌日までとする。）の期間に14日以上の育児休業をする旨の申し出に限る。）を行っていたが

給付様式第２３号の２のいずれかに該当することとなり、出生後休業の取得日数が14日に満たなくなった場合に作成してください。

疎明書

私（組合員氏名）は、子（子の氏名）の出生日の翌日　　月　　日より後の日である 　　月　　 日に、以下の○を付けた事由に該当することとなりました。このことにより、私の配偶者（配偶者の氏名）は勤務先に申し出ていた 　　月　　　日から

月　　 日までの育児休業を予定どおり取得することができなくなり、子の出生後８週間の期間（注）の育児休業の取得日数が１４日に満たなくなったことを疎明します。

１ 配偶者がいない

２ 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない

３ 配偶者から暴力を受け別居中

４ 配偶者が無業者

５ 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない

６ １～５以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

令和　　　年　　　月　　　日

氏 名 （自署）

公立学校共済組合兵庫支部長 様

※ ○を付けた事由に該当することが分かる書類及び配偶者が育児休業を申し出たことが分かる書類（配偶者の育児休業申

出書又は育児休業取扱通知書の写し及び給付様式第２３号の２の該当する各項に記載の書類）を添付してください。

（注）子の出生の日から起算して８週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して８週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して８週間を経過する日の翌日までとする。） の期間をいいます。